

証券コード 4450

2023年3月14日

(電子提供措置の開始日2023年3月8日)

株 主 各 位

東京都千代田区九段北一丁目13番5号  
株式会社パワーソリューションズ  
代表取締役社長 高橋 忠郎

## 第21期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第21期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第21期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.powersolutions.co.jp/ir/meeting.html>

また、上記のほか、東京証券取引所ウェブサイトにも掲載しております。当社ウェブサイトにて、電子提供措置事項を閲覧できない場合には、以下の東京証券取引所ウェブサイト（上場会社情報サービス）にアクセスのうえ、銘柄名（会社名）またはコードを入力・検索し、基本情報、縦覧書類/P R 情報を選択のうえ、株主総会招集通知の情報を閲覧ください。

東京証券取引所ウェブサイト（上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

なお、本株主総会における新型コロナウイルスの感染リスクを避けるため、株主の皆様には、株主総会当日のご来場を見合わせていただき、書面による議決権行使を行っていただくよう強くご推奨申しあげます。

お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2023年3月29日（水曜日）午後7時までに到着するようご送付くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年3月30日(木曜日) 午前10時00分  
(受付開始 午前9時30分)
2. 場 所 東京都千代田区九段北一丁目8番10号  
ベルサール九段 4階
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第21期(2022年1月1日から2022年12月31日まで)事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第21期(2022年1月1日から2022年12月31日まで)計算書類報告の件
- 決議事項
  - 第1号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)5名選任の件
  - 第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬改定の件

以 上

- 
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙をご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎ 議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
  - ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している当社ウェブサイト及び東京証券取引所ウェブサイトにおいて、その旨、修正内容を掲載させていただきます。

# 事業報告

(2022年1月1日から  
2022年12月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国経済は、長期化している新型コロナウイルス感染症の影響や、ウクライナ情勢、米国の金融政策引き締め等による不透明な世界情勢により、依然として先行きは不透明な状況が続いております。その中で岸田政権は「資産所得倍増プラン」を掲げ、「貯蓄から投資」をスローガンに、家計金融資産を貯蓄から投資に回すためにNISAやiDeCoの拡充・改革を進めており、当社がターゲットとする資産運用業界に更なる成長が期待されます。

当社グループが主に提供するシステムインテグレーションサービス及びアウトソーシングサービスの主要販売先である金融業界の資産運用（投信・投資顧問）セクターにおきましては、顧客の経営戦略に伴って業務・事務負担が発生する毎に必要な対応やグループの統廃合によるシステムの統廃合など、業界全体として引き続き需要が高まっております。さらに、RPA（ロボティック・プロセス・オートメーション）関連サービスの市場は依然として各種メディアでの注目度は高く、生産年齢人口の減少や新型コロナウイルス感染症拡大による働き方の変化によって金融業界のみならず一層活用期待は高まっております。また、2020年4月以降、新型コロナウイルス感染症の影響による受注時期の遅延や予定されている見込み案件の凍結などが生じておりましたが、2021年度下期から新型コロナウイルス感染症による業績への影響は、解消しております。

このような経営環境のもと、採用範囲を拡大（多様な働き方を求める求職者を受け入れ）した積極的な採用強化・育成、ビジネスパートナー活用を行い、既存取引先の金融機関からの需要拡大による受注拡大や金融機関に留まらないあらゆる業界の企業との更なる新規取引の獲得、並びに業界特化型RPAサービス提供に向けた企画・販促活動をしてまいりました。また、2021年4月に子会社化した株式会社エグゼクションが主に提供するクラウド基盤領域についても需要増加を背景に事業を拡大しております。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高5,313,368千円（前年同期比39.8%増）、営業利益471,114千円（前年同期比30.7%増）、経常利益469,796千円（前年同期比23.8%増）、親会社株主に帰属する当期純利益318,290千円（前年同期比25.5%増）となりました。

### (2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資総額は、44,494千円となっております。その主な内訳は、親会社の基幹システム導入によるソフトウェア40,000千円であり、ます。

### (3) 資金調達の状況

当社は資金の機動的な調達に備え、取引銀行3行との間に特別当座貸越契約を締結しております。なお、当連結会計年度末における借入実行残高はありません。

### (4) 対処すべき課題

<当社グループ>

#### ① 優秀な人材の確保

当社グループにおいて、事業規模及び事業領域の拡大には、適切な水準でサービスを提供する質の高い人材の確保が必要であり、人材が重要な経営資源の一つであると考えております。今後も積極的な採用活動を継続するとともに、採用した人材に対する成長機会の提供や働きやすい環境の整備などを通じて離職率を抑制し、優秀な人材が定着化する仕組み作りを進めてまいります。

#### ② グループとしてのコーポレート・ガバナンス体制及びグループ連携の強化

当社グループでは、優秀な人材の獲得及びBtoBのIT分野でのサービスの幅の拡大を主な目的として、今後もM&Aを推進していく方針です。そのような状況において、当社グループとして健全な成長を継続していくため、子会社を含むグループ全体としてのガバナンス強化並びに内部管理体制強化をこれまで以上に進めるとともに、グループシナジー発揮のため、グループ企業間の営業連携や人事交流等の施策を推進してまいります。

<当社>

#### ① 既存事業の受注拡大

##### ・安定的な取引の実現

当社は設立以降、着実な実績の積み重ねにより、資産運用会社をはじめとする金融機関との取引を実現するに至りました。今後も製販一体体制、一気通貫したサービス提供体制を強化し、提案力及び顧客の満足度向上に努め、既存取引先及び新規取引先との安定的な案件獲得を目指します。

既存取引先は、2021年12月期に案件受注実績のある取引先企業66社のうち、2022年12月期も案件受注実績がある取引先企業は62社であり、2022年12月期の取引継続率（注1）は93.9%となっております。2022年12月期の新規取引は、RPA関連サービス39社、RPA関連サービス以外（航空券手配代行サービスを除く）11社獲得しましたが、今後、更なる顧客基盤の強化を目指します。

##### ・プライム案件（注2）の獲得

システム開発業界では、ピラミッド構造と呼ばれる開発体制が一般的であります。当社は、各種SIerからサービスを導入した後のエンドユーザーの支援を行うため、顧客である金融機関と直接コミュニケーションをとって案件を推進するプライム案件が多数を占めております。プライム案件は、中抜きが発生しないことで収益性が高まる案件が多くなる傾向にあり、また、顧

客と直接コミュニケーションが取れることで次の案件提案につながるニーズを把握することも可能であります。当社は、今後も当該案件の拡大を目指してまいります。なお、2022年12月期において、RPA関連サービス及び航空券手配代行サービスを除く売上高3,659,158千円のうちプライム案件の売上高は3,374,037千円であり、プライム案件売上高比率は92.2%となっております。

(注) 1. 取引継続率

RPA関連サービス及び航空券手配代行サービスのみを提供している取引先を除く。

2. プライム案件

RPA関連サービス及び航空券手配代行サービスのみを提供している取引先を除き、エンドユーザーである顧客との直接取引及び顧客グループのシステム開発会社との取引を指す。

② 顧客業務プロセスのデジタルプラットフォームとしてのRPA導入推進

人口減少・少子高齢化が深刻さを増す我が国において、持続的に成長を図るためには生産性向上は避けて通れない課題です。今後、コロナ禍を契機として、世界規模でのデジタル化が加速する中、激しく変化する事業環境において我が国企業が生き残っていくには、デジタル化の進展により変化する社会・経済に合わせて、自身の組織やビジネスモデルを変革し、デジタルを業務効率化のためだけのツールとして実装するのではなく新たな価値の創出に活用することによって競争上の優位性を確立させる「デジタル・トランスフォーメーション」の実行が、これまで以上に求められている（出典：総務省「令和3年版情報通信白書」）とされております。日本国内のRPA市場は、2019年度の52,970百万円から2023年度には152,000百万円（出典：株式会社矢野経済研究所「RPA（ロボティック・プロセス・オートメーション）市場に関する調査（2020年）」）に拡大すると試算されております。

・新規取引業界及び顧客の獲得

東証一部上場企業とそれに準じる企業を対象とした調査において、IT投資で解決したい短期的、中期的な経営課題として、業務プロセスの効率化が高い優先度に位置付けられております。この中でRPAは、「導入済み」と「試験導入中・導入準備中」と回答した会社が58.7%と、29項目のテクノロジーの内VPN、SaaSに続き3位の数値となっております。（出典：一般社団法人日本情報システム・ユーザー協会『『企業IT動向調査報告書2021』ユーザー企業のIT投資・活用の最新動向（2020年度調査）』）。また、2022年のRPA導入率は、年商50億円以上の企業の導入率は全体で45%（2021年度は37%）となっており、半数近い企業が導入するまでになりました。さらには、これまでの個別業務の効率化に留まらず、業務プロセス全体を自動化する動きもみられ、自動化の浸透が始まりました（株式会社MM総研「RPA国内利用動向調査2022」）。既存取引先への導入推進に加えて、非金融事業者の幅広い業界の企業からの問い合わせや受注が発生しており、今後、新規取引業界及び取引先

の獲得を強化してまいりたいと考えております。

・ 広範な業務プロセスへの関与

当社はRPAの主要製品を提供するUiPath社のダイヤモンドパートナーであり、ライセンス販売や導入コンサルティングを提供しております。UiPath RPA Platformの企業への本格導入にあたっては、「UiPath Orchestrator」を導入し、顧客企業の各種システムを活用した各業務の自動化状況を把握・制御（注）するよう設定いたします。UiPath RPA Platform上に各業務が集約された結果、当社が潜在的なニーズを発見しやすくなり、システム開発やコンサルティングの需要を掘り起こすことが可能となります。

当社は、RPAライセンス販売や導入コンサルティングはもちろん、RPA導入後も顧客業務プロセスを改善する案件を獲得していきたいと考えております。

（注） オークストレーション機能と呼ばれており、ソフトウェアロボットの監視、管理、ワークフロージョブの管理、ユーザー管理・監査証跡など様々な機能を一元管理することができる。

③ 優秀な人材の確保と育成

当社が継続して成長し発展していくためには、業務分析スキルやITスキルをもった優秀な人材の確保と育成が最重要経営課題であります。そのため、転職イベントへの出展、当社ホームページでの採用特設サイト等を通じて当社の知名度向上・ブランディング強化を図り、継続的な新卒採用と即戦力となるキャリア採用を推進しております。

また、当社の事業展開と発展のためには、ITコンサルタントとしての資質を備えていることに加えて顧客経営層と現場担当者の双方のニーズを適切に汲み取れるコミュニケーションスキルやRPA技術等先端ITの動向に対応できる人材が必須のため、社内に企業内大学を創設し、従業員にITコンサルタント研修、システムエンジニア研修、階層別研修、ナレッジ共有などを実施し、人材開発に関連する投資を実行してまいります。

④ R&DとM&Aの推進

当社のR&Dは、既存サービスの付加価値向上や新たなITサービスの探索を目的としており、当社ビジネス領域における各種先端IT商材（全業種が共通に注目している技術・サービス等）を対象としております。特長は、ゼロからプロダクトを創るというものではなく、すでに世の中にあるプロダクトをリサーチし、選定し、その有用性を検証し、既存サービスに活用してまいります。

当社のM&Aは、R&Dの各種先端IT商材を保有した会社の他、ITコンサルタントやITエンジニアを多く保有する会社を対象とすることで、ITサービスの幅の拡大や人員増加による事業拡大を図ってまいります。

## (5) 財産及び損益の状況の推移

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第18期	第19期	第20期	第21期
	自 2019年1月1日 至 2019年12月31日	自 2020年1月1日 至 2020年12月31日	自 2021年1月1日 至 2021年12月31日	自 2022年1月1日 至 2022年12月31日
売上高 (千円)	—	—	3,801,334	5,313,368
経常利益 (千円)	—	—	379,538	469,796
親会社株主に帰属する 当期純利益 (千円)	—	—	253,561	318,290
1株当たり当期純利益 (円)	—	—	186.60	228.43
総資産 (千円)	—	—	2,817,991	3,419,181
純資産 (千円)	—	—	1,918,831	2,288,388

- (注) 1. 第20期が連結初年度となりますので、第19期以前については記載しておりません。
2. 当連結会計年度より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、当連結会計年度の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しています。

### ② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第18期	第19期	第20期	第21期
	自 2019年1月1日 至 2019年12月31日	自 2020年1月1日 至 2020年12月31日	自 2021年1月1日 至 2021年12月31日	自 2022年1月1日 至 2022年12月31日
売上高 (千円)	2,872,320	2,678,264	3,265,439	4,036,874
経常利益 (千円)	328,798	78,544	357,695	426,298
当期純利益 (千円)	223,286	69,925	248,932	305,245
1株当たり当期純利益 (円)	199.69	51.20	183.19	219.07
総資産 (千円)	2,164,635	2,105,746	2,660,808	3,198,283
純資産 (千円)	1,615,710	1,649,748	1,914,202	2,270,714

- (注) 1. 2019年6月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。そのため、第18期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を記載しております。
2. 当事業年度より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、当事業年度の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しています。

## (6) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社 エグゼクション	80百万円	100.0%	インフラエンジニアリング事業

## (7) 主要な事業内容

当社グループは、情報システムの構築、運用管理、保守等に関するあらゆるサービスを提供するトータルシステムインテグレータが主たる事業であり、以下の事業を行っております。

- (1) システムコンサルティング
- (2) システム設計及び開発
- (3) プロジェクトマネジメントに関するコンサルティング業務
- (4) アウトソーシング事業
- (5) 労働者派遣に関する一切の業務
- (6) RPAライセンスの販売
- (7) RPAに関するコンサルティング、システムの導入、設計及び開発

## (8) 主要な事業所（2022年12月31日現在）

- ① 当社  
本 社：東京都千代田区  
営業所：福岡県福岡市  
大阪府大阪市
- ② 子会社 株式会社エグゼクション  
本 社：東京都新宿区

## (9) 従業員の状況（2022年12月31日現在）

従業員数	前連結会計年度末比増減
337名	40名増

- (注) 1. 従業員数は、企業集団から他社への出向者を除き、他社から企業集団への出向者を含む就業人員数であります。
2. 執行役員は、従業員数に含まれておりません。

## (10) 主要な借入先（2022年12月31日現在）

金融機関からの借入金はありません。

なお、取引金融機関と取引限度額を決めた特別当座貸越契約を締結しております。

## 2. 会社の状況に関する事項

### (1) 株式に関する事項（2022年12月31日現在）

- |            |            |
|------------|------------|
| ① 発行可能株式総数 | 4,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 1,415,486株 |
| ③ 株主数      | 695名       |
| ④ 上位10名の株主 |            |

株 主 名	持株数 (株)	持株比率 (%)
合同会社未来企画	298,000	21.12
合同会社一誠堂	284,000	20.13
佐藤 成信	88,000	6.24
高橋 忠郎	82,346	5.84
兼子 浩之	78,000	5.53
老川 信二郎	36,363	2.58
村澤 大輔	33,200	2.35
藤田 勝彦	27,346	1.94
槇田 重夫	26,100	1.85
株式会社SBI証券	25,000	1.77

(注) 当社は自己株式4,799株を保有しております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

- ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況  
 当事業年度中、譲渡制限付株式報酬制度に基づいて、下記のとおり株式を交付いたしました。

#### 取締役、その他役員に交付した株式の区分別合計

区分	株式数	交付対象者数
取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）	41,698株	3名

(注) 監査等委員である取締役及び社外取締役には交付していません。

⑥ その他株式に関する重要な事項

- 2022年4月18日開催の取締役会決議により、2022年5月17日付で、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬として新株式を発行したことにより、発行済株式の総数が41,698株増加しております。
- 2022年4月18日開催の取締役会決議により、2022年5月17日付で、執行役員に対する譲渡制限付株式報酬制度導入に伴い金銭報酬債権の現物出資として新株式を発行したことにより、発行済株式の総数が3,934株増加しております。
- 当事業年度における新株予約権の行使により、発行済株式の総数が1,722株、資本金及び資本準備金が688.8千円増加しております。

(2) 当事業年度末日における当社役員が保有する新株予約権の状況

	第1回新株予約権
決議年月日	2018年6月15日
付与対象者の区分及び人数（名）	取締役（監査等委員及び社外取締役を除く） 3名 取締役（監査等委員）3名
新株予約権の数（個）	4,382個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数（株）	普通株式 8,764株
新株予約権の発行価額	無償
新株予約権1個当たりの行使価額	1,600円
新株予約権の行使期間	2020年7月19日から 2028年3月28日まで
新株予約権の行使の条件	① 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員その他これに準ずる地位にあることを要するものとする。ただし、新株予約権の割当てを受けた者が任期満了により退任または定年退職した場合、その他正当な理由がある場合にはこの限りではない。 ② 新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合はその権利を喪失する。 ③ 新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的である株式（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式2株とする。なお、新株予約権を割当てる日（以下「割当日」という。）後、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割（または株式併合）の比率

また、割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合及び株式の無償割当を行う場合、その他上記の付与株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で付与株式数を調整することができる。ただし、以上までの調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

2. 新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して払込をすべき1株当たりの金額800円（以下「行使価額」という。）に本新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。なお、割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割または株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割（または株式併合）の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換または行使の場合を除く。）、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替える。さらに、割当日後、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

### 3. 新株予約権の取得条項

- ① 当社は、新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得することができる。
- ② 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社の株主総会で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案が当社の株主総会で承認された場合には、当社は、本新株予約権を無償で取得することができる。

### 4. 組織再編行為時における新株予約権の取扱い

当社が合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転（以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に對し、それぞれの場合につき、合併等において定める契約書または計画書等に定めた場合

には、それぞれの合併等において定める契約書または計画書等に記載された条件に基づき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「合併等対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、合併等対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

### (3) 会社役員に関する事項

#### ① 取締役に関する事項（2022年12月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	藤 田 勝 彦	—
代表取締役社長	高 橋 忠 郎	—
取締役	川 嶋 しづ子	経営管理本部長
取締役	佐 藤 成 信	株式会社エグゼクション代表取締役社長
取締役 (監査等委員)	尾 崎 弘 之	神戸大学科学技術イノベーション研究科教授 デリカフーズホールディングス株式会社社外取締役 株式会社シマブンコーポレーション社外取締役
取締役 (監査等委員)	中 村 修 一	中村修一税理士事務所所長 合同会社さくら会計代表社員
取締役 (監査等委員)	岩 下 誠	—

- (注) 1. 取締役尾崎弘之、中村修一及び岩下誠の3氏は、社外取締役であります。
2. 当社は、監査等委員会の職務として、重要会議への出席等を通じて情報の収集を行うほか、内部監査部門及び業務執行取締役から定期的にヒアリングを行い、監査の実効性を確保していることから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
3. 当社は、取締役尾崎弘之氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査等委員中村修一氏は、税理士の資格を有しており、会計及び税務に関する相応程度の知見を有するものであります。

#### ② 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、業務執行取締役等でない取締役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が規定する額としております。なお、当該責任限定契約が認められるのは、当該業務執行取締役等でない取締役が責任の原因となった職務の執行について善意でかつ重大な過失がない場合に限られます。

#### ③ 補償契約の内容の概要

当社は、当社役員との間で、補償契約は締結しておりません。

#### ④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役（監査等委員である取締役であるものを含む。）、執行役員、当社グループの取締役、執行役員、監査役がその期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、取締役、執行役員として有用な人材の招聘を行う

ことができるよう、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当社が保険料の全額を負担しております。

その契約の内容の概要は、当社グループの取締役、監査役及び執行役員全員を被保険者として、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して、保険期間中に株主、会社、従業員、その他第三者から賠償責任請求がなされた場合に掛かる損害賠償金及び訴訟費用を補うものです。

#### ⑤ 取締役の報酬等の額

##### 1. 取締役の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2022年3月30日開催の取締役会において、取締役の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。取締役の報酬等の内容に係る決定方針の内容は、次のとおりです。

##### (1) 報酬制度の基本方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とします。業務執行取締役の報酬は、具体的には、取締役（監査等委員である取締役を除く。）報酬は、固定報酬としての基本報酬（金銭報酬）、業績連動報酬等および非金銭報酬等（株式報酬）により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととします。また、監査等委員である取締役の報酬については、監査等委員である取締役の協議をもって各監査等委員が受ける報酬等の額を定めるものとします。

##### (2) 個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬（金銭報酬）は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとします。

##### (3) 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標（KPI）を反映した現金報酬と非金銭報酬とし、中期経営計画の経常利益の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を賞与として毎年（一部、最終年度のみ）、一定の時期に支給することが適切であると判断しております。目標となる業績指標とその値は、中期経営計画と整合するよう計画策定時に設定し、適宜、環境の変化に応じて見直しを行うものとします。なお、当年度の経常利益に関する実績は、1. (5) 財産及び損益の状況の推移に記載のとおりです。非金銭報酬等は、特定譲渡制限付株式（RS）とし、創業者を除き、年額の報酬総額の一定割合が譲渡制限付株式（RS）となるよう設定します。また、代表者については、上記に加え、年額の報酬総額の一定割合が、中期経営計画の経常利益の目標値の達成と退任

が譲渡制限解除の条件となる譲渡制限付株式（RS）となるよう設定します。当該株式報酬の内容及びその交付状況は、2.（1）株式に関する事項に記載のとおりです。なお、各報酬は適宜、環境の変化に応じて見直しを行うものとします。

- (4) 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、上位の役位ほど業績連動等（非金銭報酬等の業績条件付きRSを含む）および非金銭報酬（創業者除く）のウェイトが高まる構成とし、報酬委員会において検討を行うものとします。

- (5) 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

個人別の報酬額については、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当部門についての評価を行うには代表取締役が適しているという理由から、取締役会の決議に基づき代表取締役社長高橋忠郎がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額、業績連動報酬等（業績を踏まえた賞与の評価配分）及び非金銭報酬等（業績条件付きの譲渡制限付株式及び勤務条件のみの譲渡制限付株式）の割合とします。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行きわたるよう、報酬委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役社長は、当該答申の内容を踏まえつつ決定をしなければならないこととします。これらの手続きを経て取締役の個人別の報酬等が決定されていることから、取締役会は、その内容が決定方針に沿うものであり、相当であると判断しております。

2. 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役（監査等委員を除く。）の基本報酬額は、2020年3月27日開催の第18期定時株主総会決議において年額3億円（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）以内、非金銭報酬額は、2021年3月30日開催の第19期定時株主総会並びに2022年3月30日開催の第20期定時株主総会において、第18期定時株主総会決議で決議されました基本報酬である年額3億円の報酬枠内としております。また、当社取締役（監査等委員）の報酬額は、2020年3月27日開催の第18期定時株主総会決議において年額3,000万円以内と決議しております。第18期定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く。）の員数は5名（うち社外取締役は0名）、取締役（監査等委員）の員数は3名（うち社外取締役は3名）、第19期定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く。）の員数は6名（うち社外取締役は0名）、取締役（監査等委員）の員数は3名（うち社外取締役は3名）、第20期定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く。）の員数は4名（うち社外取締役は0名）、取締役（監査等委員）の員数は3名（うち社外取締役は3名）です。

### 3. 取締役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる役 員の員数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員 を除く） （うち社外取締役）	164,718 （－）	74,250 （－）	50,100 （－）	40,368 （－）	6名 （－）
監査等委員である取 締役 （うち社外取締役）	6,720 （6,720）	6,720 （6,720）	－ （－）	－ （－）	3名 （3名）
合計 （うち社外取締役）	171,438 （6,720）	80,970 （6,720）	50,100 （－）	40,368 （－）	9名 （3名）

（注） 上表には、2022年3月30日開催の第20期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員を除く）2名（うち社外取締役0名）を含んでおります。

#### ⑥ 社外役員に関する事項

##### 1. 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

重要な兼職先につきましては、(3) ①「取締役に関する事項」に記載のとおりです。当社と兼職先との間に取引関係等はありません。

##### 2. 当事業年度における主な活動状況

氏 名	地 位	主な活動状況
尾 崎 弘 之	取締役 （監査等委員）	当事業年度に開催された取締役会17回、監査等委員会14回の全てに出席し、主に金融機関等の豊富な経験や見識並びに外部的視点から議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
中 村 修 一	取締役 （監査等委員）	当事業年度に開催された取締役会17回、監査等委員会14回の全てに出席し、主に税理士として会計及び税務に関する高度な知識や経験から議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
岩 下 誠	取締役 （監査等委員）	当事業年度に開催された取締役会17回、監査等委員会14回の全てに出席し、主に企業経営の知見並びに外部的視点から議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。

#### (4) 会計監査人に関する事項

##### (1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

## (2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	37,000 千円
当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	37,000 千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由  
監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査項目別監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況等を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

## (3) 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由またはこれに準じる事由に該当すると認められた場合、必要と認めるときは、同法第344条の定めに従い、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、監査等委員会は、会計監査人の監査品質、職務執行状況等諸般の事情を総合的に勘案し、再任しないことが適切であると判断した場合には、同法第344条の定めに従い、株主総会に提出する会計監査人の不再任に関する議案の内容を決定いたします。

## (5) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法に定める「取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するために必要なものとして、法務省令で定める体制の整備」に関して、当社で定める内部統制システム構築の基本方針に従って次のとおり体制を整備しております。

1. 取締役、執行役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - (1) 当社は、コンプライアンス体制の基礎として、「コンプライアンス規程」を制定しています。全役職員が法令、定款はもとより社会規範を遵守することを明確にするとともに、その遵守の重要性について繰り返し情報発信することにより、周知徹底を図っています。
  - (2) 当社は、「リスク・コンプライアンス委員会」の定期的な開催、コンプライアンス規程の制定、内部監査及び顧問弁護士による助言等によりコンプラ

イアンス体制を構築し、コンプライアンスの遵守状況や事業におけるリスクの把握に努め、コンプライアンスの実効性を確保しています。

- (3) 「リスク・コンプライアンス委員会」は、定期的な開催に加えて、万が一不正行為が発生した場合には、その原因究明、再発防止策の策定及び情報開示に関する審議を行い、その結果を踏まえて担当部署は再発防止活動を推進しています。
- (4) 内部通報体制として通報窓口（ホットライン）を設け、法令及びコンプライアンスの違反またはその恐れのある事実の早期発見に努めています。

## 2. 取締役及び執行役員の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役及び執行役員の職務執行に係る情報については、法令及び「文書管理規程」に基づき、文書または電磁的媒体に記録し、保存しています。
- (2) 情報セキュリティについては、「情報セキュリティ管理規程」に基づき、情報セキュリティに関する責任体制を明確化し、情報セキュリティの維持・向上のための施策を継続的に実施する情報セキュリティ管理体制を確立しています。情報セキュリティに関する具体的な施策については、「情報セキュリティ委員会」で審議し、推進しています。
- (3) 個人情報については、法令及び「個人情報保護規程」に基づき、厳重に管理しています。

## 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は、潜在的リスクの早期発見及び事故・不祥事等に対する迅速かつ適切な対応を講じています。
- (2) 経営上の重大なリスクへの対応方針、その他リスク管理の観点から重要な事項については、「リスク・コンプライアンス委員会」において十分な審議を行い、その結果を取締役に報告しています。

## 4. 取締役及び執行役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会は、原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、事業運営に関する機動的な意思決定を行っています。
- (2) 中期経営計画により、中期的な基本戦略、経営指標を明確化するとともに、年度毎の利益計画に基づき、目標達成のための具体的な諸施策を実行しています。

- (3) 当社は、「組織規程」及び「業務分掌規程」、「職務権限規程」に基づき、担当職務、業務分掌、指揮命令関係等を明確化し、取締役の効率的な職務執行を図るとともに、その職務執行状況を適宜、取締役会に報告しています。
  - (4) 当社は、業務執行の責任と権限を明確にし、経営の機動性を高めることを目的として、執行役員制度を導入しています。
5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (1) 当社は、子会社の経営の自主独立を尊重しつつ、グループ経営の適正かつ効率的な運営に資するため「関係会社管理規程」を制定しています。
  - (2) 子会社に関する重要事項は、当社の取締役会において審議し、決議しています。また、子会社には当社の監査等委員以外の取締役、執行役員または使用人を派遣することにより、子会社の業務及び取締役の職務執行の状況について、当社の取締役会に定期的に報告がなされる体制としています。
  - (3) 当社のリスク・コンプライアンス委員会、情報セキュリティ委員会などの重要な委員会は、グループを視野に入れて活動することとし、必要に応じて、子会社の取締役を会議に参加させています。
  - (4) 当社の内部監査担当部署は、当社各部門の監査を実施するとともに、子会社の監査を実施または統括し、子会社が当社の内部統制に準拠した体制を構築し、適正に運用するよう監視、指導しています。
6. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項並びに当該取締役及び当該使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項
- (1) 監査等委員会が必要とした場合、監査等委員会の職務を補助する取締役及び使用人を置きます。
  - (2) 監査等委員会の職務を補助する取締役及び使用人の任命・異動等人事に関する事項については、監査等委員会の同意を得たうえで、指揮命令等について当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性を確保しています。
7. 取締役、執行役員及び使用人が監査等委員会役に報告するための体制、その他監査等委員会役への報告に関する事項
- (1) 当社及び子会社の取締役、執行役員及び使用人は、監査等委員会の求めに応じて、随時その職務の執行状況その他に関する報告を行っています。

- (2) 監査等委員会は、重要会議への出席または不定期の会議等において、経営の状態、事業遂行の状況、財務の状況、内部監査の実施状況、コンプライアンスの状況等の報告を受けています。
  - (3) 当社及び子会社の取締役、執行役員及び使用人は、法定の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼすおそれのある事項、重要な会議体で決議された事項、内部通報制度、内部監査の状況等について、遅滞なく監査等委員会に報告しています。
8. 監査等委員会への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 当該報告者が報告を行ったことに関し、いかなる不利益も与えてはならないことを明確にしています。
9. 監査等委員会の職務執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る）について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査等委員は、監査法人や弁護士への相談に係る費用を含め、職務の執行に必要な費用を会社に請求しており、会社は当該請求に基づき支払っています。
10. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (1) 監査等委員会は、重要な意思決定及び業務の執行状況を把握するために、取締役会等の重要な会議に出席しています。また、稟議書その他重要な業務執行に関する文書の閲覧、当社及び子会社の取締役、執行役員及び使用人等に対してヒアリングを実施しています。
  - (2) 監査等委員会は、監査法人及び内部監査担当部署と監査上の重要課題等について定期的な情報交換を行い、相互の連携を深め、内部統制状況を監視しています。
11. 財務報告の信頼性を確保するための体制
- (1) 金融商品取引法その他の法令に基づき、内部統制の有効性の評価、維持、改善等を行っています。
  - (2) 当社及び子会社の各部門は、自らの業務の遂行にあたり、職務分離による牽制、日常的モニタリング等を実施し、財務報告の適正性の確保に努めています。

## 12. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況への対応

- (1) 当社及び子会社は、「反社会的勢力排除に関する規程」などに基づき、反社会的勢力の排除に向けた体制の整備を強化しています。
- (2) 反社会的勢力からの不当要求に備え、平素から所轄警察署や顧問弁護士等、外部専門機関との密接な連携を構築しています。

## (6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

### ① 内部統制システム全般

当社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の内部監査人がモニタリングし、内部統制の有効性を確保しております。

### ② コンプライアンス

法令違反・不正行為等の早期発見及びこれらを未然に防止することを目的として「リスク・コンプライアンス委員会」を設置しており、当事業年度においては、15回開催しております。また、当社の使用人に対し、その階層に応じて必要なコンプライアンスについて、社外研修を実施し、法令及び定款を遵守するための取り組みを継続的に行っております。さらに、内部通報体制として通報窓口（ホットライン）を設け、法令及びその他コンプライアンスの違反またはその恐れのある事実の早期発見に努めております。

### ③ リスク管理体制

「リスク・コンプライアンス委員会」を設置しており、潜在的リスクの早期発見及び事故・不祥事等に対する迅速かつ適切な対応及び経営上の重大なリスクへの対応方針、その他リスク管理の検討などを講じております。

### ④ 内部監査

内部監査人が作成した内部監査計画に基づき、当社の内部監査を実施し、その結果を取締役に報告しております。

### ⑤ 取締役

当社取締役が法令及び定款に則って職務を遂行するよう社外取締役を選任し、取締役会を通じて活発な発言・意見交換が行われるよう努めております。なお、

当事業年度においては当社では17回の取締役会を開催しております。

⑥ 取締役（監査等委員）

当社監査等委員である取締役は、取締役会への出席や職務を補助すべき取締役及び当該使用人による経営会議の参加結果の確認、その他稟議書の検閲などによって日常的なモニタリングを行い、監査機能を強化しております。また、特定監査等委員を中心として会計監査人や内部監査人と四半期ごとに意見交換会を実施するなどし、より効率的な監査が実施できるように努めております。なお、当事業年度において当社では14回の監査等委員会を開催しております。

⑦ 反社会的勢力への対応

当社は、「反社会的勢力排除に関する規程」に基づき、反社会的勢力の排除に向けた体制の整備を強化しています。また、当社は、地域警察、顧問弁護士、暴力団追放運動推進センター等の外部機関との連絡窓口を定め、随時情報交換に努めており、反社会的勢力からの接触到に適時適切に対応できる体制を構築しております。

## 連結貸借対照表

2022年12月31日現在

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>[資産の部]</b>		<b>[負債の部]</b>	
<b>流動資産</b>	<b>2,717,164</b>	<b>流動負債</b>	<b>1,124,660</b>
現金及び預金	1,344,902	買掛金	240,342
売掛金及び契約資産	1,220,204	未払費用	239,643
仕掛品	8,283	未払法人税等	140,792
貯蔵品	20,371	賞与引当金	107,927
その他	130,699	役員賞与引当金	36,000
貸倒引当金	△7,295	受注損失引当金	2,158
<b>固定資産</b>	<b>702,016</b>	その他	357,797
<b>有形固定資産</b>	<b>24,416</b>	<b>固定負債</b>	<b>6,131</b>
建物	14,030	繰延税金負債	6,131
工具、器具及び備品	10,385	<b>負債合計</b>	<b>1,130,792</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>111,204</b>	<b>[純資産の部]</b>	
のれん	28,923	<b>株主資本</b>	<b>2,287,312</b>
その他	82,280	資本金	399,304
<b>投資その他の資産</b>	<b>566,395</b>	資本剰余金	386,804
投資有価証券	289,057	利益剰余金	1,513,006
敷金及び保証金	157,235	自己株式	△11,802
長期貸付金	5,066	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>1,076</b>
繰延税金資産	103,007	その他有価証券評価差額金	1,076
その他	17,095		
貸倒引当金	△5,066	<b>純資産合計</b>	<b>2,288,388</b>
<b>資産合計</b>	<b>3,419,181</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>3,419,181</b>

※記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

自 2022年1月1日

至 2022年12月31日

(単位：千円)

科 目	金 額	
I. 売上高		5,313,368
II. 売上原価		3,534,267
売上総利益		1,779,101
III. 販売費及び一般管理費		1,307,987
営業利益		471,114
IV. 営業外収益		
その他	56	56
V. 営業外費用		
投資事業組合運用損	1,366	
その他	7	1,373
経常利益		469,796
税金等調整前当期純利益		469,796
法人税、住民税及び事業税	193,140	
法人税等調整額	△41,634	151,505
当期純利益		318,290
親会社株主に帰属する当期純利益		318,290

※記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

自 2022年1月1日

至 2022年12月31日

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	377,785	357,785	1,194,715	△11,454	1,918,831
当期変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）	688	688	—	—	1,377
新株の発行（譲渡制限付株式報酬）	20,830	20,830	—	—	41,661
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	318,290	—	318,290
自己株式の取得	—	—	—	△347	△347
譲渡制限付株式報酬	—	7,499	—	—	7,499
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	—	—	—
当期変動額合計	21,519	29,018	318,290	△347	368,481
当期末残高	399,304	386,804	1,513,006	△11,802	2,287,312

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	—	—	1,918,831
当期変動額			
新株の発行（新株予約権の行使）	—	—	1,377
新株の発行（譲渡制限付株式報酬）	—	—	41,661
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	318,290
自己株式の取得	—	—	△347
譲渡制限付株式報酬	—	—	7,499
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,076	1,076	1,076
当期変動額合計	1,076	1,076	369,557
当期末残高	1,076	1,076	2,288,388

※記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結注記表

## I. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

### 1 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

(1) 連結子会社の数 1社

(2) 連結子会社の名称 株式会社エグゼクション

### 2 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日の末日は、連結決算日と一致しております。

### 3 会計方針に関する事項

#### (1) 有価証券

投資事業有限責任組合への出資

子会社及び関連会社でない組合等については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書に基づいて持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

#### (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

##### ① 仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

##### ② 貯蔵品

先入先出法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

#### (3) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以後に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

また、2020年8月に取得した新事務所の建物附属設備については、利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	5年～18年
工具、器具及び備品	4年～8年

## ② 無形固定資産

定額法を採用しております。

自社利用ソフトウェア 社内における見込利用可能期間(5年以内)に基づいております。

## (4) 引当金の計上基準

### ① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率を基礎として、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

### ② 賞与引当金

執行役員及び従業員に対する賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

### ③ 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

### ④ 受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度で将来の損失が見込まれ、かつ、当該損失額を合理的に見積もることが可能なものについては、損失見積額を計上しております。

## (5) 収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

### ① 請負契約に係る取引

請負契約に係る取引については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足にかかる進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した開発原価が、予想される開発原価の総額に占める割合に基づいて行っております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い開発契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

### ② 派遣・準委任契約に係る取引

派遣契約に係る取引については、労働派遣契約に基づき当社グループのエンジニアを顧客に派遣し、顧客の指揮命令下でサービスの提供を行います。当該履行義務は、契約期間にわたり労働時間の経過につれて充足されるものであり、

収益は当該履行義務が充足される期間において、労働派遣契約に定められた金額に基づき、各月の収益として認識しております。

準委任契約に係る取引については、当社グループの指揮命令下において顧客との契約内容に応じた役務提供を行います。当該履行義務は、契約期間にわたり労働時間の経過につれて充足されるものであり、収益は当該履行義務が充足される期間において、準委任契約に定められた金額に基づき、各月の収益を認識しております。

#### (6) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果が発現すると見積られる期間で均等償却することとしております。なお、株式会社エグゼクションの株式取得に伴うのれんの償却期間は2年であります。

## II. 会計方針の変更に関する注記

### (収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

この結果、当連結会計年度の連結計算書類に与える影響はありません。

また、収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、当連結会計年度の利益剰余金期首残高、及び1株当たり情報に与える影響はありません。

### (時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。

### Ⅲ. 会計上の見積りに関する注記

請負契約に係る見積総原価の見積り

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

請負契約における一定の期間にわたり履行義務を充足し認識する売上高  
539,327千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

請負契約について、当連結会計年度末までの進捗部分について履行義務の充足が認められる案件（工期がごく短期間のもの等を除く）には、一定の期間にわたり履行義務を充足し収益を認識する方法（履行義務の充足に係る進捗度の見積りはコストに基づくインプット法）を適用し、進捗度に応じて売上高を計上しております。

見積総原価の見積りは顧客から要請された仕様に基づき行っており、この見積りには、要員計画、作業単価、計画工数等の見積り要素が含まれております。また、受注後においては、ソフトウェア制作の進捗率に応じて発生した実際原価を踏まえて、見積総原価の見積りについて見直しを検討しており、システムバグ等のトラブルの発生や顧客からの仕様に対する要請が変更される場合にも、見積総原価の見直し検討を適宜に行っております。

当該見積りについて、工数の見積りに大幅な見直しを要する状況が発生した場合には、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

### Ⅳ. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の残高

顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の金額は、「Ⅶ. 収益認識に関する注記」に記載しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 47,317千円

### Ⅴ. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末の株式数
普通株式	1,368,132株	47,354株	一株	1,415,486株

(注) 発行済株式の増加47,354株は、新株予約権の行使による新株発行1,722株、譲渡制限付株式報酬45,632株であります。

(2) 自己株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末の株式数
普通株式	4,668株	131株	一株	4,799株

(注) 自己株式の増加131株は、単元未満株式の買取によるものであります。

(3) 新株予約権等に関する事項

目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数			
	当連結会計年度 期首の株式数	増加数	減少数	当連結会計年度 末の株式数
普通株式	120,442株	一株	2,274株	118,168株

(注) 目的となる株式の数は、新株予約権が権利行使されたものと仮定した場合における株式数を記載しております。

VI. 金融商品に関する注記

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、ビジネス・テクノロジー・ソリューション事業を行うための資金計画に照らして、必要な資金を銀行借入等により調達しています。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しています。また、デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び契約資産は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、投資事業有限責任組合への出資であり、発行体の信用リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、事務所建物の賃貸契約に係る敷金等であり、契約先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金、未払法人税等は、全て1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、営業債権について、各事業部門が取引先の状況を定期的にモニタリングしており、投資事業有限責任組合への出資については、当該組合

への諮問委員会への参加や当該組合が投資判断する投資委員会にオブザーバーとして参加することで、発行体の状況を定期的にモニタリングしております。また、与信管理規程に従い、取引先ごとに与信限度額を設定し、経理部が取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、経理部が適時に資金繰り計画を作成・更新することにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(5) 信用リスクの集中

当連結会計年度の決算日現在における営業債権のうち特定の大口顧客に対するものはありません。

## 2 金融商品の時価等に関する事項

2022年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 売掛金及び契約資産 貸倒引当金(※2)	1,220,204 △7,295		
	1,212,908	1,212,900	△8
(2) 敷金及び保証金	157,235	155,312	△1,923
資産計	1,370,144	1,368,212	△1,932

(※1)「現金及び預金」、「買掛金」、「未払金」、「未払法人税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2)売掛金及び契約資産に対応する貸倒引当金を控除しております。

(※3)市場価格のない株式等は上表には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表価額は以下のとおりであります。

区分	2022年12月31日
投資事業有限責任組合への出資	289,057 千円

(注) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
売掛金及び契約資産	1,176,128	44,075	—	—
敷金及び保証金	96,651	60,584	—	—
合計	1,272,780	104,659	—	—

## 3 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品  
該当事項はありません。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
売掛金及び契約資産	—	1,212,900	—	1,212,900
敷金及び保証金	—	155,312	—	155,312
合計	—	1,368,212	—	1,368,212

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプット方式の説明

売掛金及び契約資産については回収予定時期を、敷金及び保証金については返還予定時期を合理的に見積り、将来キャッシュ・フローを国債の利回りで割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## VII. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、ビジネス・テクノロジー・ソリューション事業の単一セグメントであり、顧客から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

サービス等の名称	当連結会計年度金額 (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日)
システムインテグレーション	3,319,455 千円
アウトソーシング	379,200 千円
RPA関連サービス	338,220 千円
インフラエンジニアリング	1,276,494 千円
顧客との契約から生じる収益	5,313,368 千円
外部顧客への売上高	5,313,368 千円

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「I. 連結計算書類作成のための基本

となる重要な事項に関する注記 3 会計方針に関する事項 (5) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

(3) 当連結会計年度末及び翌連結会計年度の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

	当連結会計年度金額 (千円)
顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	835,577
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	1,066,486
契約資産 (期首残高)	152,474
契約資産 (期末残高)	153,717
契約負債 (期首残高)	17,467
契約負債 (期末残高)	48,573

連結貸借対照表において、顧客との契約から生じた債権及び契約資産は、「売掛金及び契約資産」に含まれており、契約負債は流動負債の「その他」に含まれております。契約資産は、主に請負契約の一部において進捗度の測定に基づいて認識する収益の対価の未請求債権であり、対価に対する権利が請求可能となった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。契約負債は、主に履行義務の充足より前の時点で顧客から受け取った前受金に関する物であり、収益の認識に伴い取り崩されます。

当期に認識した収益の額のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた金額は17,467千円です。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループは、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

また、顧客との契約から受け取る対価の額に、取引価格に含まれていない重要な変動対価の額等はありません。

VIII. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,622円18銭
1株当たり当期純利益	228円43銭

IX. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 貸借対照表

2022年12月31日現在

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
<b>[資産の部]</b>		<b>[負債の部]</b>	
<b>流動資産</b>	<b>2,263,463</b>	<b>流動負債</b>	<b>927,569</b>
現金及び預金	1,056,562	買掛金	152,196
売掛金及び契約資産	1,060,046	未払金	127,753
仕掛品	8,283	未払費用	192,876
貯蔵品	20,362	未払法人税等	109,897
前渡金	47,672	契約負債	48,573
前払費用	75,717	賞与引当金	106,928
その他	1,145	役員賞与引当金	36,000
貸倒引当金	△6,326	受注損失引当金	2,158
<b>固定資産</b>	<b>934,820</b>	その他	151,185
<b>有形固定資産</b>	<b>22,893</b>	<b>負債合計</b>	<b>927,569</b>
建物	14,030	<b>[純資産の部]</b>	
工具、器具及び備品	8,862	<b>株主資本</b>	<b>2,269,638</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>39,769</b>	<b>資本金</b>	<b>399,304</b>
ソフトウェア	39,714	<b>資本剰余金</b>	<b>386,804</b>
その他	55	資本準備金	379,304
<b>投資その他の資産</b>	<b>872,156</b>	その他資本剰余金	7,499
投資有価証券	289,057	<b>利益剰余金</b>	<b>1,495,332</b>
関係会社株式	318,000	その他利益剰余金	1,495,332
敷金及び保証金	149,186	繰越利益剰余金	1,495,332
長期貸付金	5,066	<b>自己株式</b>	<b>△11,802</b>
長期前払費用	13,825	<b>評価・換算差額等</b>	<b>1,076</b>
繰延税金資産	102,088	その他有価証券評価差額金	1,076
貸倒引当金	△5,066	<b>純資産合計</b>	<b>2,270,714</b>
<b>資産合計</b>	<b>3,198,283</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>3,198,283</b>

※記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

自 2022年1月1日  
至 2022年12月31日

(単位：千円)

科 目	金 額	
I. 売上高		4,036,874
II. 売上原価		2,571,662
売上総利益		1,465,212
III. 販売費及び一般管理費		1,055,639
営業利益		409,572
IV. 営業外収益		
経営指導料	18,840	
その他	54	18,894
V. 営業外費用		
投資事業組合運用損	1,366	
その他	801	2,167
経常利益		426,298
税引前当期純利益		426,298
法人税、住民税及び事業税	154,467	
法人税等調整額	△33,414	121,052
当期純利益		305,245

※記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

自 2022年1月1日

至 2022年12月31日

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本 準備金	その他資本剰 余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計
当期首残高	377,785	357,785	－	357,785	1,190,086	1,190,086
当期変動額						
新株の発行（新株 予約権の行使）	688	688	－	688	－	－
新株の発行（譲渡 制限付株式報酬）	20,830	20,830	－	20,830	－	－
当期純利益	－	－	－	－	305,245	305,245
自己株式の取得	－	－	－	－	－	－
譲渡制限付株式報 酬	－	－	7,499	7,499	－	－
株主資本以外の項 目の当期変動額 (純額)	－	－	－	－	－	－
当期変動額合計	21,519	21,519	7,499	29,018	305,245	305,245
当期末残高	399,304	379,304	7,499	386,804	1,495,332	1,495,332

	株主資本		評価・換算差額等		純資産 合計
	自己株式	株主資本 合計	その他有価証 券評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△11,454	1,914,202	—	—	1,914,202
当期変動額					
新株の発行（新株 予約権の行使）	—	1,377	—	—	1,377
新株の発行（譲渡 制限付株式報酬）	—	41,661	—	—	41,661
当期純利益	—	305,245	—	—	305,245
自己株式の取得	△347	△347	—	—	△347
譲渡制限付株式報 酬	—	7,499	—	—	7,499
株主資本以外の項 目の当期変動額 （純額）	—	—	1,076	1,076	1,076
当期変動額合計	△347	355,436	1,076	1,076	356,512
当期末残高	△11,802	2,269,638	1,076	1,076	2,270,714

※記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 個別注記表

## I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### 1 資産の評価基準及び評価方法

#### 棚卸資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

#### (2) 貯蔵品

先入先出法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

### 2 固定資産の減価償却方法

#### (1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以後に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

また、2020年8月に取得した新事務所の建物附属設備については、利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	5年
工具、器具及び備品	4～8年

#### (2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

自社利用ソフトウェア 社内における見込利用可能期間(5年以内)に基づいております。

### 3 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率を基礎として、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### (2) 賞与引当金

執行役員及び従業員に対する賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

### (3) 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

### (4) 受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末で将来の損失が見込まれ、かつ、当該損失額を合理的に見積もることが可能なものについては、損失見積額を計上しております。

## 4 収益及び費用の計上基準

当社は顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

### (1) 請負契約に係る取引

請負契約に係る取引については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足にかかる進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した開発原価が、予想される開発原価の総額に占める割合に基づいて行っております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い開発契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

### (2) 派遣・準委任契約に係る取引

派遣契約に係る取引については、労働派遣契約に基づき当社グループのエンジニアを顧客に派遣し、顧客の指揮命令下でサービスの提供を行います。当該履行義務は、契約期間にわたり労働時間の経過につれて充足されるものであり、収益は当該履行義務が充足される期間において、労働派遣契約に定められた金額に基づき、各月の収益として認識しております。

準委任契約に係る取引については、当社グループの指揮命令下において顧客との契約内容に応じた役務提供を行います。当該履行義務は、契約期間にわたり労働時間の経過につれて充足されるものであり、収益は当該履行義務が充足される期間において、準委任契約に定められた金額に基づき、各月の収益を認識しております。

## 5 有価証券の評価基準及び評価方法

### (1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

## (2) その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業有限責任組合への出資については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書に基づいて持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

## II. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

この結果、当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

また、収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、当事業年度の利益剰余金期首残高、及び1株当たり情報に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

## III. 計上の見積りに関する注記

請負契約に係る見積総原価の見積り

### (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

請負契約における一定の期間にわたり履行義務を充足し認識する売上高  
539,327千円

### (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

「連結注記表 III. 会計上の見積りに関する注記」に同一の内容を記載しておりますので注記を省略しております。

## IV. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 47,100千円

V. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引以外の取引高

37,026千円

VI. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式

4,799 株

VII. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因の内訳

繰延税金資産

貸倒引当金

3,488千円

賞与引当金

32,741千円

役員賞与引当金

11,023千円

受注損失引当金

660千円

株式報酬費

21,206千円

未払事業税

15,846千円

その他

17,596千円

繰延税金資産合計

102,563千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金

△474千円

繰延税金負債合計

△474千円

繰延税金資産純額

102,088千円

VIII. 関連当事者との取引に関する注記

種類	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	株式会社 エグゼク ション	所有 直接 100%	営業上の 取引及び 役員の 兼務	経営 指導料	18,840	—	—

- (注)1. 記載金額のうち、取引金額には消費税は含まれておりません。  
 2. 経営指導料については、運営経費を基に決定しております。

IX. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報について、「連結注記表 VII. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しておりますので注記を省略しております。

X. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,609円65銭
1株当たり当期純利益	219円07銭

XI. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2023年2月21日

株式会社パワーソリューションズ  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員  
指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 芝田 雅也  
公認会計士 瀧野 恭司

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社パワーソリューションズの2022年1月1日から2022年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社パワーソリューションズ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2023年2月21日

株式会社パワーソリューションズ  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員  
指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 芝田 雅也  
公認会計士 瀧野 恭司

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社パワーソリューションズの2022年1月1日から2022年12月31日までの第21期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査等委員会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年1月1日から2022年12月31日までの第21期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法および結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

(1) 監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況について取締役及び内部監査部門その他使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び内部監査部門その他使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び各事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年2月24日

株式会社パワーソリューションズ 監査等委員会

監査等委員	尾崎 弘之	Ⓔ
監査等委員	中村 修一	Ⓔ
監査等委員	岩下 誠	Ⓔ

(注) 監査等委員 尾崎弘之、中村修一及び岩下誠は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）全員（4名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制強化のため1名増員し、取締役5名の選任をお願いするものであります。

監査等委員会は、各候補者に関して、当事業年度における業務執行状況及び業績等を評価したうえで、当社の取締役として適任であると判断しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	ふじた かつひこ 藤田 勝彦 (1959年10月3日) 再任	1985年4月 野村コンピュータシステム株式会社（現株式会社野村総合研究所）入社 2000年6月 同社 投信システムサービス事業部長 2001年6月 同社 資産運用システムサービス事業部長 2004年10月 同社 投資情報事業部長 2009年10月 同社 BPO事業推進部長 2010年4月 同社 プロセスイノベーション事業部長 2010年7月 NRIプロセスイノベーション株式会社 代表取締役社長 2013年4月 株式会社野村総合研究所 執行役員 資産運用ソリューション事業本部長 2017年4月 同社 常務執行役員 資産運用ソリューション事業本部長 2018年4月 NRIワークプレイスサービス株式会社 代表取締役社長 2020年7月 当社入社 顧問 2020年8月 当社 代表取締役会長（現任）	27,346株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
2	たかはし ただろう 高橋 忠郎 (1976年3月27日) 再任	2001年4月 A I Gシステムズ株式会社入社 2004年4月 当社 入社 2007年9月 当社 資産運用システムコンサルティング1部長 2008年1月 当社 取締役システムコンサルティング本部長 2008年7月 当社 取締役金融ITコンサルティング本部長 ITコンサルティング6部長 2014年1月 当社 取締役金融ITコンサルティング本部長 2017年7月 当社 取締役副社長 2018年1月 当社 取締役副社長経営管理本部長 2020年1月 当社 取締役副社長経営管理本部長兼経営企画担当 2020年3月 当社 取締役経営企画担当 2020年9月 当社 取締役経営企画担当兼デジタルインテグレーション推進本部担当 2020年11月 当社 取締役経営企画担当兼デジタルインテグレーション推進本部担当兼IT戦略コンサルティング副本部長 2021年3月 当社 代表取締役社長 (現任)	82,346株
3	かわしま しづこ 川嶋 しづ子 (1972年7月8日) 再任	1993年4月 日本生命保険相互会社入社 1994年10月 株式会社ツーリストサービス入社 2002年1月 当社 入社 2008年7月 当社 管理部長 2016年1月 当社 常勤監査役 2020年3月 当社 取締役経営管理本部長 (現任)	4,227株
4	さとう なるのぶ 佐藤 成信 (1970年10月8日) 再任	1997年4月 株式会社野村総合研究所入社 2002年1月 当社設立 代表取締役社長 2021年3月 当社 取締役 (現任) 2021年4月 株式会社エグゼクション 代表取締役社長 (現任)	386,000株
5	たかもり かなめ 高森 要 (1965年5月2日) 新任	1989年4月 株式会社野村総合研究所入社 2006年4月 同社 総務部危機管理室長 2013年4月 N R I シェアードサービス株式会社(現N R I ワークプレイスサービス株式会社) 出向 総務部長 2015年4月 同社 オフィスサービス部長 2017年4月 同社 業務企画部長兼オフィス基盤サービス部長 2018年4月 同社 取締役グループ業務企画部長 2022年4月 同社 取締役事業企画部長 2022年8月 株式会社野村総合研究所を退職 (N R I ワークプレイスサービス株式会社取締役退任含む) し、個人事業主として起業	—

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 取締役佐藤成信氏の所有株式数は、同氏の資産管理会社である合同会社未来企画が保有する株式数を含んでおります。
3. 当社は取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結してお

り、被保険者である取締役がその職務に関し損害賠償責任を負うことまたは当該責任の追及に関する請求を受けることにより生じる損害を当該保険契約により填補することとしております。

本議案の候補者全員は、選任が承認された場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

また、当社は当該保険契約を任期途中に更新することを予定しております。

## 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬改定の件

当社の取締役報酬の額は、2020年3月27日開催の第18期定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額について年額3億円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とご承認いただいております。

また、当社の譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」という。）は、当社における一定期間の継続した勤務を譲渡制限解除の条件とする譲渡制限付株式を付与する制度（以下「本制度①」という。）及び、当社における一定期間の継続した勤務に加えて、当社の取締役会が目標値として設定した一定の業績目標を上回ることを譲渡制限解除の条件とする譲渡制限付株式を付与する制度（以下「本制度②」という。）から構成されております。本制度①については、2021年3月30日開催の第19期定時株主総会において、当社の取締役（監査等委員である取締役を除き、以下「対象取締役」という。）に対して付与する当社の普通株式の総額を、上記の対象取締役の報酬額の内枠で年額3,000万円以内と、また、本制度②については、2022年3月30日開催の第20期定時株主総会において、対象取締役に対して付与する当社の普通株式の総額を、上記の対象取締役の報酬額の内枠かつ本制度①の報酬額の外枠で、年額2,400万円以内（3年分累計の場合には7,200万円以内）とご承認いただいております。

今般、取締役の員数の増加、その他諸般の事情を勘案して、当社の対象取締役に対して、さらなる中長期的な企業価値及び株主価値の持続的な向上や、株主の皆様とのより一層の価値共有を図るインセンティブを与えることを目的として、本制度①の報酬額等について必要な改定を行うことといたします。つきましては、本制度①に基づき対象取締役に発行又は処分される当社の普通株式の総額を、上記の対象取締役の報酬額の内枠内で、年額3,300万円以内と増額し、当該増額に伴い、当社が本制度①に基づき対象取締役に交付する株式数を、合計年16,500株以内とすることにつきご承認をお願いいたします。なお、各対象取締役への具体的な配分については、取締役会において決定することといたします。

以上の改定点を除き、本制度の内容に変更はございません。

現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は4名ですが、第1号議案が

原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は5名となります。

## 1. 改定後の本制度①の概要

本制度①に基づき対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は、年16,500株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整する。）とし、対象取締役の報酬額の内枠で年額3,300万円以内（本譲渡制限付株式の発行又は自己株式の処分は、対象取締役の報酬として募集に係る株式を発行等するものであり、募集株式と引換えにする金銭の払込みは要しないが、対象取締役の報酬額は、1株につき各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）として算出する。）とします。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約①」という。）を締結するものとします。なお、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。

- (1) 対象取締役は、本譲渡制限付株式の割当日から当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を喪失する日までの間（以下「譲渡制限期間①」という。）、本割当契約①により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式①」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限①」という。）。
- (2) 対象取締役が、当社の取締役会で別途定める期間（以下「役務提供期間①」という。）が満了する前に上記(1)の地位を喪失した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式①を当然に無償で取得する。
- (3) 当社は、対象取締役が、役務提供期間①の間、継続して、上記(1)の地位にあったことを条件として、本割当株式①の全部について、譲渡制限期間①が満了した時点をもって譲渡制限①を解除する。ただし、対象取締役が、上記(2)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間①が満了する前に上記(1)に定める地位を喪失した場合には、譲渡制限①を解除する本割当株式①の数及び譲渡制限①を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

- (4) 当社は、譲渡制限期間①が満了した時点において上記(3)の定めに基づき譲渡制限①が解除されていない本割当株式①を当然に無償で取得する。
- (5) 上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間①中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、合理的に定める数の本割当株式①について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限①を解除する。
- (6) 上記(5)に規定する場合においては、当社は、上記(5)の定めに基づき譲渡制限①が解除された直後の時点においてなお譲渡制限①が解除されていない本割当株式①を当然に無償で取得する。
- (7) 本割当契約①における意思表示及び通知の方法、本割当契約①改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約①の内容とする。

## 2. 本制度②の概要

本制度②に基づき対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は、年12,000株以内（ただし、最大で、3年分累計36,000株以内を一括して支給できるものとする。また、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整する。）とし、対象取締役の報酬額の内枠かつ本制度①の報酬額の外枠で年額2,400万円以内（3年分累計の場合には7,200万円以内。また、本譲渡制限付株式の発行又は自己株式の処分は、対象取締役の報酬として募集に係る株式を発行等するものであり、募集株式と引換えにする金銭の払込みは要しないが、対象取締役の報酬額は、1株につき各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）として算出する。）とします。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約②」という。）を締結するものとし、なお、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。

- (1) 対象取締役は、本譲渡制限付株式の割当日から当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を喪失する日までの間（以下「譲渡制限期間②」という。）、本割当契約②により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株

式②」という。)について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない(以下「譲渡制限②」という。))。

- (2) 当社は、対象取締役が、譲渡制限期間②中に、継続して、上記(1)の地位にあったことに加え、当社の取締役会が目標値として設定した一定の業績目標を上回ることを条件として、本割当株式②の全部について、譲渡制限期間②が満了した時点をもって譲渡制限②を解除する。
- (3) 当社は、譲渡制限期間②が満了した時点において上記(3)の定めに基づき譲渡制限②が解除されていない本割当株式②を当然に無償で取得する。
- (4) 上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間②中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、合理的に定める数の本割当株式②について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限②を解除する。
- (5) 上記(5)に規定する場合においては、当社は、上記(5)の定めに基づき譲渡制限②が解除された直後の時点においてなお譲渡制限②が解除されていない本割当株式②を当然に無償で取得する。
- (6) 本割当契約②における意思表示及び通知の方法、本割当契約②改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約②の内容とする。

なお、当社は2022年3月30日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る基本方針を定めておりますが、本議案に基づく本譲渡制限付株式の付与は当該方針に沿うものであり、本議案をご承認いただいた場合にも、当該方針を変更することは予定しておりません。また、本議案は、当該方針に沿う内容の取締役の個人別の報酬等を付与するために必要かつ合理的な内容となっていることから、当該株式の付与は相当なものであると判断しております。

以 上

# 定時株主総会会場ご案内図

会 場 東京都千代田区九段北一丁目 8 番10号  
ベルサール九段 4 階  
(住友不動産九段ビル)



主要交通機関 東京メトロ半蔵門線、都営新宿線  
「九段下駅」5番出口より徒歩5分  
東京メトロ東西線  
「九段下駅」7番出口より徒歩3分